

## 研究活動上の不正行為及び好ましくない研究行為（別表）

| 区分         | 該当する行為               | 定義   |   |
|------------|----------------------|--|---|
| 研究活動上の不正行為 | 特定不正行為               | 捏造   | 存在しないデータ、研究成果等を作成すること   |
|            | 特定不正行為               | 改ざん  | 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること   |
|            | 特定不正行為               | 盗用   | 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること  |
|            | 特定不正行為以外の不正行為        | 二重投稿   | 他の学術雑誌等に既発表、又は投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること  |
|            | 特定不正行為以外の不正行為        | 不適切なオーサーシップ  | 研究成果の発表物(論文)の「著者」となることができる要件を満たさない者を著者として記載すること(ギフト・オーサーシップ)、著者としての要件を満たす者を著者として記載しないこと(ゴースト・オーサーシップ)、又は本人の承諾なしに著者に加えること<br><br>◆研究成果の発表物(論文)の「著者」となることができる要件◆<br><br>下記の①～③の要件を全て満たす者<br>①研究の企画・構想、若しくは調査・実験の遂行に本質的な貢献、又は実験・観測データの取得や解析、又は理論的解釈やモデル構築など、当該研究に対する実質的な寄与をなしていること<br>②論文の草稿を執筆したり、論文の重要な箇所に関する意見を表明して論文の完成に寄与していること<br>③論文の最終版を承認し、論文の内容について説明できること |
|            | 不正行為の証拠隠滅・立証妨害       | 研究活動上の不正行為が指摘された際の、当該不正行為の証拠隠滅及び立証妨害   |   |
| 好ましくない研究行為 | サラミ出版(分割出版)          | 一つの研究を複数の小研究に分割して細切れに出版すること  |   |
|            | 先行研究の意図的な不参照         | 対立する研究グループによる研究成果を意図的に参照しないこと  |   |
|            | 利益相反及び利益相反に関する情報の非開示 | 外部との経済的な利益関係によって、研究に必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる。又は損なわれるのではないかと第三者から見なされかねない事態                                    |   |
|            | 不適切なピア・レビュー(査読)      | 当該論文著者と競争関係にあるなど、著者と一定の利害関係にある査読者が、査読を理不尽に厳しくしたり、査読過程を意図的に遅らせたりすることで不当な不利益を与えること。又は査読の評価基準を緩めて不当な利益を与えること。 |   |
|            | 研究データ等の不適切な管理        | 生データ、実験ノート、実験試料・試薬及び関係書類等を所属機関が規程等で定める期間、適切な方法で保存・管理しないこと  |   |

### 参考) 不正行為とみなされない研究行為

| 区分              | 該当する行為 | 定義   |
|-----------------|--------|--|
| 不正行為とみなされない研究行為 | 結果的な誤り | 科学的に適切な方法により正当に得られた研究成果が、結果的に誤りであることが後の研究で判明した場合 |